

令和８年度他産業からの農業参入促進イベント委託業務 仕様書

1 委託業務の目的

生産者の高齢化や労働力不足に対応するため、地元中小企業等を対象とした農業への新規参入を啓発するイベントを開催し、他産業からの農業参入を促進する。

2 業務の名称

令和８年度他産業からの農業参入促進イベント委託業務

3 委託期間

契約締結日から令和９年３月１０日（水）まで

4 業務概要

(1) セミナーの開催及び個別相談の実施

- ア 受講対象者は農業への新規参入に興味のある地元中小企業等とする。
- イ 想定する参加者数は５０名程度とする。
- ウ 開催時期は令和８年１１月ごろから令和９年１月ごろとする。
- エ 開催回数及び時間は１回１日程度とする。
- オ 開催方法は、基本的には対面開催とし、やむを得ない理由により対面が困難な参加者がいる場合はリモート参加も可能となるよう対応すること。
- カ 開催場所は徳島市内とする。
- キ 希望企業と県との個別相談を実施する。

(2) 開催周知及び参加者の募集

- ア 効果的なイベントの周知活動及び参加者の募集方法を、県に提示すること。

(3) 企画・運営

- ア セミナーの内容、実施方法、講師等について具体的に提案・企画すること。
- イ 個別相談の内容、実施方法について具体的に提案・企画すること。
- ウ 当日の会場設営、県担当者及び参加者との連絡調整、司会進行、講師の対応、参加者の受付等、イベントに必要な運営全般を行うこと。

(4) 参加者アンケートの実施

- ア 参加者に、農業への参入についてアンケートを実施し、とりまとめ県へ報告すること。
- イ アンケートの内容については、県と協議のうえ作成すること。

5 委託対象経費

(1) 対象となる経費

- ア 事業実施に必要な、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
- イ その他事業を実施するために必要と認められる経費
- ウ 対象経費は、他の経費と区分して整理すること。

(2) 対象とならない経費

- ア 機械・機器等の購入経費
- イ 土地・建物を取得するための経費
- ウ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等によりすでに支弁されている経費
- エ その他、事業との関連が認められない経費

6 報告書の作成

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書と合わせて、記録写真を含めた事業全体の報告書を提出すること。記録写真については、電子データ形式で納品すること。なお、全ての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)は、県に帰属する。

(1) 提出期限

令和9年3月10日(水)

(2) 提出先

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課人材育成担当

(3) 提出書類等及び部数

- ・委託業務完了報告書 1部
- ・事業実績報告書 1式

7 その他留意事項

- (1) 当該業務内容の変更に伴う仕様の変更、委託料の変更及びこの仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合については、速やかに県と協議の上、決定する。
- (2) 実施内容等は、県と十分協議しながら進めることとするが、県及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託者の責任により取り止め等の対応を行うものとする。
- (3) 県の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (4) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、県もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。
- (5) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、県の承認を得ること無く第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用したりしないこと。委託期間の終了または解除された後についても同様とする。
- (6) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年徳島県条例第55号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (7) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。